No. 88

小作争議調査表

（月報番號第一〇八號）

（昭和九年六月分）

項目	内容
場所	朝倉郡夜須村大字東坂字高田
關係人員	地主 砥綿弥八郎外二名 小作人 深 甚吉
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	ナシ
關係地種類面積	田 三反九畝
發生	昭和九年六月十五日
終熄	昭和〃年〃月廿一日
原因	地主は自作の目的を以て昭和四年二月該地を購入したるも当時小作人は耕地狭少なるを以て本年六月十五日迄小作継続を要求し地主も之を認めたる処期間満了したるに依り返還を要求したるが小作人応ぜざるに困る
要求事項	土地返還要求

經過

地主は換地を与へて交渉したるも返還の気配なく、小作人は元全農福岡県聯合会に加盟し居りたるも組合脱退を条件に小作契約を為したるものなるが再び組合に加入し抗争せんとせし為両三の返還に付き交渉、地主は家族十五名を出動し該地の田植を開始せり。之を見たる小作人は直ちに組合に応援を依頼し同一田に田植を開始せり。所轄甘木署に於ては事態急迫せるを以て田植を中止せしむると共に地主、小作人を召喚し調停に努めたる結果、廿一日早朝漸く解決せり。

財團法人協調會福岡出張所

結果

七九号

一、従来通り小作せしむ、小作料三石四斗
二、小作米は該田が旱魃の外減免せず
三、小作米は翌年一月二十五日迄地主方へ納入のこと
四、昭和八年度小作米を六十四円とし六月二十五日限り地主に支払ふこと
五、地主の承諾なしに本件土地を転貸せざること
六、小作人にて前條違反の場合は即時土地返還のこと
七、地主は土地返還並に小作米請求訴訟を取下ること

備考